

臨床倫理について

当院は、基本的人権、患者さまの権利、医の倫理※、当院の「理念・基本方針」に基づき、患者さまに最良で安全な医療を適切かつ十分に提供するため、臨床における倫理的な問題に関する方針（基本指針）を定めています。医療の進歩・変化、社会における価値観の変化・多様化に合わせて、その都度改定を重ねて行く方針です。

（※医の倫理）

- ・自律性の尊重：本人の自律的な意思や意向に基づいて方針を決定しているか
- ・無害性：本人を身体的、心理的に苦しめていないか
- ・善行：本人にとって良いことしようとしているか
- ・公正：医療経済、宗教、法律、公衆衛生など、社会的に正しいか

基本指針

1. 私たちの病院は、患者さまに公正な医療を提供します
2. 全医療従事者による説明と、患者さまの納得と選択に基づく医療を行います
3. 患者さまの権利とプライバシーを尊重します
4. 最小のリスクで患者さまに最善の利益がもたらされるよう努めます
5. 生命倫理に関する法令や診療ガイドライン等に従った医療を提供します
6. 患者さまの人生が常に豊でありますように、その考え方及び意見を尊重します
7. 現場で発生する臨床倫理問題に対して、多職種で検討し対応します

主要な臨床倫理問題への対応方針

1. 意識不明・自己判断不能患者に対する対応
家族など適切な代理人の同意を得て、患者さまにとっての最善の治療方針を決定します。適切な代理人がない場合は、主治医を含む多職種で検討し患者にとっての最善の方針を決定します。
2. 検査・治療・入退院の拒否、指示不履行について
医療行為によって生ずる負担と利益の説明に努め、その上で望まない医療行為を拒否することを認めます。ただし、感染症法などに基づき、医療行為の拒否は制限される場合があります。
3. 輸血拒否患者への対応について
宗教上の理由などから輸血を拒否される患者さまには、相対的無輸血の立場をとります。

（相対的無輸血：本人の意志を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には輸血を行うという立場）

4. 心肺蘇生不要（DNAR）の指示について

心肺蘇生の有効性と予想される結果について患者さまや家族に十分に説明し、理解と合意を得ることを前提とします。ただし、いかなる場合も積極的な安楽死や自殺幫助は認めません。

5. 人生の最終段階における医療について

人生の最終段階とは、妥当な医療の継続にも関わらず、死が間近に迫っている状況を指します。その判断は、主治医と主治医以外の複数の医師により客観的な情報を基に行われる必要があります。医療については、厚生労働省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（2018年）」を参考にして行います。

6. 虐待について

小児、高齢者、障がい者への虐待が疑われる場合には、当院の「虐待に関する通報マニュアル」に従って対応します。

7. その他の倫理的問題

当院の「臨床倫理の基本方針」に従い判断しますが、判断が困難な場合には臨床倫理委員会にて検討します。

令和6年4月1日 制定